

【権利擁護センターぱあとなあ長崎】会員としての約束事

○スキルアップに励みます

ぱあとなあ全体会	年1回は必ず参加する	年2回(2月・8月)開催
定例会(勉強会等)	年1回以上は参加する	各地区で随時開催
成年後見関連研修会	年1回以上は参加する	会の内外で随時開催

○報告義務を守ります

定期報告書の作成	締め切りまでに提出する	年2回(2月・8月)
家庭裁判所への報告	概ね1年を目途に提出する	ケースに応じて行う

○地域に根ざした活動を行います

地区から運営委員の選出	運営委員会への出席	随時開催
運営委員による調整	受任可能状況を明らかにする	随時連絡
普及啓発活動の活性化	地域の実情を把握して、積極的に取り組む	地域に応じて行う

○会員相互で協力します

相談窓口の設置	運営委員、担当会員に協力する	随時
初回受任者へのレクチャー	初回受任時のレクチャーを行う	必要時
定期的な情報交換	定例会へ積極的に参加して お互いの知識や情報を共有する	随時

○低所得者への支援に協力します

低所得ケースの受任	可能な範囲で受任を行う	随時
協力金の活用	協力金の納入、申請(8月)する	5月納入(前年4月~3月分)
利用支援事業の活用	可能な限り申請する	必要時
公益信託成年後見助成基金の活用	可能な限り申請する	申請受付時(4月) 要確認

○リスクマネジメントに努めます

インシデントレポートの提出	迅速に事務局に提出する	随時
正確な業務の記録	家裁を含めた関係機関とのやりとり等、可能な限り書面で残す	常時
適切な身上監護、財産管理	被後見人等との面会を行う 積極的に専門家の助言を受ける	月1回~月数回(必要時) 必要時または研修会等

○情報の共有と守秘に配慮します

連絡体制の強化	連絡先を明らかにしておく メーリングリスト等へ参加する	変更時は必ず事務局、運営委員へ連絡
守秘義務の徹底	個人情報や会員限定の情報の取り扱いに十分に注意する	常時